

令和元年 12 月 20 日

郡山市建設交通部

住宅政策課

担当：滝沢 俊一

TEL：924-2631

## 市営住宅使用料（家賃）の算定誤りについて

今年度の市営住宅使用料（家賃）の算定に誤りがあり、過大または過少の家賃を徴収していたことが判明しました。

誤って算定した5世帯に対しましては、これまでの経緯をご説明しお詫びいたしました。

今後は、ミスの原因を検証し、チェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

### 1 経緯

今年度に新住宅システムを再構築しておりましたが、その作業過程の中で、旧住宅システム内のデータを移行する際の検証作業時に、家賃算定に誤りがあることが判明しました。

### 2 原因

市営住宅に入居されている方の家賃は、毎年2月に収入認定作業を行い、住宅システムにより次年度の家賃を計算し、4月から新しい家賃をお支払いいただいております。

この誤りが生じた家賃の計算につきましては、上記収入認定作業後に入居決定となった、2月下旬から3月にかけての、手入力に伴う家賃の切り替え作業において、4月から新年度の家賃額を適用するために必要な更新の操作を行うべきところ、その操作が不足し前年度の家賃額を適用した世帯がございました。

### 3 算定誤りの内容

当該時期に入居された世帯は15世帯で、誤った家賃算定を行った世帯は5世帯でした。

[対象世帯の内訳]

過大徴収	◇ 100円/月 ずつ多い認定（計3世帯で2,600円） （内訳） ・ 4月から11月までの8か月分 1世帯 計800円 ・ 4月から12月までの9か月分 2世帯 1世帯900円で計1,800円
過少徴収	◇ 200円/月 ずつ少ない認定（計2世帯で3,400円） （内訳） ・ 4月から11月までの8か月分 1世帯 計1,600円 ・ 4月から12月までの9か月分 1世帯 計1,800円

### 4 対応

該当する方々につきましては、12月16日から18日に戸別訪問等を行い、家賃の算定誤りについてのお詫びと、今回の経緯について説明をいたしました。

なお、過大徴収分については還付を行い、過少徴収分については追加の納付をお願いいたしました。

### 5 再発防止

今後は、家賃算定の手順を改めて再確認し、算定ミスのないよう複数でのチェックを行う等チェック体制の再構築を図り、再発防止に取り組んでまいります。